

法華經における Caitya の出現

三 友 量 順

ブツダ最後の旅を伝える『大バリニッバーナ經』^①は、歴史的人物としての釈尊の姿を知る上で重要な經典の一つであるが、そこには釈尊の生涯にちなむ四大靈場としての四処の記述が示されている^②。それら四処へのチェーティヤの巡礼 (Cetiya-tīrthā) は生天の因とされ、誰でもチェーティヤを巡礼し遍歴し、清らかな心で命終すれば、死後天界に生ずると述べられている。ここに記されている cetiya (＝caitya) の語はブツダゴースアの註によれば、精舎 (vihāra) にある祠堂 (caitya) を意味するものとされるが、同經で釈尊の遺体を火葬する時に「世尊の火葬の薪の堆積 (cīrāta) はおのずから燃えた」^③とあるように、caitya は火葬の際の薪を表わす cīrā から造られたもので、それはまた塚や聖樹を表わす言葉とされ、礼拝の対象としての神聖な場所やものをも意味する。釈尊の舍利等を納めた stūpa と同様、礼拝の対象としての caitya も、それを供養することによって福德が得られることを多くの經論に説くが、『婆沙論』^④で仏生処等の四処に

大制多が起てられるのと、諸処に砂石等を聚めて小制多を作るのとの生福の相似が論議されているのは、四大聖処以外にも caitya が教団内に数多く作られたことを物語るものであろう。また『順正理論』^⑤では『大バ經』と同様に、制多を旋繞することが生天の因であることを世尊の説としてあげ、『藏頭宗論』^⑥には、つねに某時において制多を敬礼し讚頌することを述べ、『律藏』では、暮に比丘ニが皆制底を礼拝し、また聚落に入る時と同じように制底を礼拝する時も大衣を着すべきことを説いている。『俱舍論』^⑦によれば、この制多も寺舎・敷具・園林等と同じく捨施の一つとしてあげられ、自益のために制多を奉施することは未離欲貪の諸の異生類の行なうことであるとして退けられている。これらの caitya には香花等のほか供養物が供えられ、伽他を誦しながらその回りを旋行して寺内に入るといふ記述も律藏に見えてい

る。さて、大乘經典特に『法華經』では、この caitya の語は

「法師品」「神力品」「分別功德品」「藥王品」の各長行を表われ、この内、偈頌にこの語が示されるのは「分別功德品」五四偈の一偈のみである。法華經における各章の成立史的な展開を考慮すれば、先ず「神力品」に述べられる *caitya* の建立を勧める記述が、「分別」「法師」等に受け継がれていることになる。この「神力品」の長行には、『大バ經』に述べられる四大聖処を表わすものと同様なものが記され、そこでは第一の生誕処を除いた形で表わされている。これは『法華經』では、仏伝に関しては従来の歴史的な観点に立脚しながらも、經卷供養を主張する中で、法華經独自の立場から生処を止揚することによって、四処（即ち特定の場所）の觀念を普遍的の処へと展開したものと考えられる。

「神力品」の長行では、如来の涅槃の後にこの法門を尊び乃至書写し、あるいは經卷とされて置かれる場所はいかなる処であろうとも、その場所に如来のために *caitya* が建立されるべきであり、その場所こそが *bodhi-manda* であって、一切の如来がその場所できとりを開き、法輪を転じ、般涅槃したと知るべきことを述べている。この長行の記述から連想されるのは、『大バ經』で四処に続いて述べられる *ceitya-māna* との関連であるが、『大バ經』では積尊が阿難に向って建立を勧めているのは *stupa* であって *caitya* ではない。

『毘奈耶雜事』に見られる積尊入滅に関する記述の中で、四

処に自ら親しく礼し、あるいは遙かに敬心をいだき、清淨な心で令終すれば天に生ずると述べる中、*ceityaṅkika* には触れずに *stupa* の建立を説くのも、『大バ經』のこのような内容を踏襲している。

『僧祇律』にあるような *stupa* と *caitya* の分類は、いつ頃からその区分が明らかになったかは不明であるが、大乘經典において法を具現化した經卷が如来と他ならないとする主張の中で、『法華經』では經典が誦誦され書写されたりする場所は、如来のために *caitya* が建立されるべきであるという。

そしてそこには「如来の舍利が安置される必要はない。なぜかという、そこにはすでに如来の全体の舍利が置かれているからである」ことを説いている。すでに指摘されているように、仏塔建立を述べる碑文の中で共通していることは、

「仏塔を建立し、舍利を安置した」として、安置に相当する *pratiḥavita* の語が必ず表わされるわけであるが、同様の語が「法師品」の長行で記され、そしてここでは「如来の舍利を安置する (*pratiḥapayitvān*) 必要はない (*na avasyam*)」として、舍利供養に対して否定的とも思える態度が見える。

「法師品」に記されるこの点だけに關していえば、經卷供養を勧める上で肉身舍利よりも法身舍利を尊重する『般若經』の立場に近いものと考えられる。しかし *caitya* に関する記述が「神力品」に続くと思われる「分別功德品」には、長行

に caitya の建立を勧めながら「そしてそれは神々を含めた世間の人々によって、これは如来の stupa であると言われねばならない」とし、更に長行に続く三八偈では、經典を受持する人は「私に供養したことになり、遺骨(śāraṇa)の stupa を建てたことになる」として経巻供養を主張しながらも仏塔崇拜の立場を離れてはいない。

また「神力品」に見られるような caitya が建立される場所を bodhi-manda であるという表現は「分別功德品」に受け継がれているが、諸仏がその場所で法輪を転ずというのは、その場所が説法処としての性格を有することになる。『金光明経』で「経を誦誦する処は道場の地であり、説法の処は即ちこれ制底である」とするのも法華経と同様の趣旨である。

『妙法華』でしばしば「塔」と訳される caitya と経巻(pustaka)との関連は種々の面から取り上げられているが、『般若経』にも経巻供養と caitya との関連が表わされている。『八千頌』を見ると、人がある場所で般若を書きしるして経巻とし、供養を行なって置くところは、その場所は衆生にとって caitya の如くになっていて供養恭敬すべきであり、そこへ近づくと衆生達にとってその場所は「救いの場所 (trāṇa) であり、帰依の場所 (sarana) であり、休息の場所 (āyana) であり、最高の目的地 (parāyana) となるであろう」として

いる。同経で caitya をこのように「休息の場所」として表現していることは、釈尊が阿難に坐具を携えらせて昼間の休息のためにチャパーラ聖樹(ceṭī)に赴いたという、『大パ経』に述べられるような休息所としての性格を『八千頌』で表わしている。

ともかく『法華経』では「神力品」をはじめとする法師・分別の各章で経巻供養を主張する中で、同時に caitya の建立を勧めるのであるが『般若経』では経巻の置かれる場所は caitya となることを述べても、その建立を勧めてはいない。これは般若経では如来の遺骨を納めた stupa を建立することより、経巻供養の福德は一層多いとするのと同様な主旨から出たものであろう。『迦葉品』に見られるように「経巻として置かれたならば、その場所はチャイティヤとなる」という記述にも経巻と caitya との密接な関係が示されるが、法を具現化した経巻、そして経巻が安置される caitya ということになる、すでに「法を見るものは世尊を見る」とされるように、法と世尊との同一視が経巻を主とした caitya 崇拜と世尊の結びつきになるわけである。そしてそれは『宝雨経』に述べられるように、制多に香花を散じ、掃き清め、破壊されたところを修理することが菩薩の善供養仏とするところに集約されている。また同経では、諸地方においてこの法門が説かれるところが菩提道場・転法輪の処であるとし、そ

の場所は大制多であると思惟すべきことを述べている。

すでに見てきたように、『大バ経』に四大聖地の巡礼として *ceityarika* の語が示されているが、*ceitya* 崇拜は同経に記されるヴァッヅ人の七法の中ですでに述べられるように、当時一般的に行なわれていたことは推察される。また経論に示される大部分の *caitya* には廟や祠堂という概念が持ち込まれるが、最初期の *ceitya* が特別な建造物を意味したものでないことはジャイナ教でも同様である。⁽³³⁾ マウリヤ王朝以前には石造あるいは煉瓦造りのチェーティヤの考古学的発見がないとすれば初期のものはそれほど規模の大きなものでなかったであろう。仏塔供養の源流は積尊の分骨建塔の記述に遡ることができ、同時に法華経等に表われる *caitya* 崇拜も、仏教の側から見れば四大聖地とされる四処へのチェーティヤの巡礼の記述に源を尋ねることができよう。そしてそれが端的に表われているのが「神力品」の長行である。

- 1 『大バリニツパーナ経』の現代語訳は一九八〇年に中村博士によって詳細な註とともに岩波書店から出版されている。² DN, vol II, p. 140. 『南伝』第七巻、一二四・一二五頁。『遊行経』大正一、二六上。『般泥洹経』一八八上・中。『大般涅槃経』一九九下。ヴァルトシット教授のサンスクリット本には四処の記述を欠く。*ceityarika* の当該箇所は漢訳では白法根本は不明で、『遊』には礼敬諸塔寺と訳され、『般』起意行者、『大』往

法華経における *Caitya* の出現 (三友)

到彼礼拜。³ *sum-vil*, p. 582. 4 DN, vol II, p. 164. 5 cf. *Encyclopedia of Religion and Ethics*. 6 大正二七、四二五下。7 大正二九、五八九中。8 大正二九、八七四中 (俱舍論八〇中)。9 大正三三、一〇〇〇上。10 大正二四、三七七下。11 大正二九、八〇中。12 大正十六、四四〇中。大正七、八七九下。大正二三、八五〇中には過去仏の制底で大供養が行なわれた時に群賊がその中に入って物を盗んだという記述がある。13 大正二三、七五五下。14 SP (WT本), p. 201, 15; p. 331, 3; p. 288, 12-28; p. 346, 15. 15 紀野一義教授、『法華経の探求』六五頁以下の分類参照。16 拙稿『法華経に見られる四処の変化』(印仏二七、一)参照。17 DN, p. 142-143. 18 大正二三、三九九上、四〇〇下。19 大正二二、四九八中「有舍利者名塔 無舍利者名枝提」。20 SP, p. 198, 14-16 (=p. 287, 8-4). 21 SP, p. 201, 14-18. 22 平川博士「初期大乘仏教の研究」六六五頁。23 AP (BST本), p. 48, 1-8. 大正八、四三五下。24 SP, p. 288, 28. 25 SP, p. 289, 3-4. 26 SP, p. 288, 24-26. 27 大正一六、四二二中。28 AP, p. 28, 27. 29 DN, p. 102. 30 AP, p. 31, 2~. 31 *Kak*, p. 227, 160. 32 MP (PTS本), p. 71, 9. 33 大正一六、二八七上 (=三三三下)。34 同三三、一八中。35 *Uttarādyāna IX*. SBE. XIV, p. 36, note 2. 杉本卓洲教授「*caitya* 及び *stupa* 信仰の意味」(印仏十八、一)参照。36 中村博士「前掲書」一九三頁註。尚、八大制底の記述は有部の『律撰』(大正二四、五六七上・中)等に見られるが、『八大靈塔名号経』(大三、七七三上・中)では釈尊の出家から入滅に至る所住の地と過ごした年数を示す。cf. Hajime Nakamura; *The Aśṭamahācārayastotra and the Chinese and Tibetan versions (Indianism et Bouddhisme 23, 1980)*

(立正短期大学講師)